

平成 30 年 6 月 1 日制定

## 会員規程

### 第 1 章 総則

(総 則)

第 1 条 この規程は、保安力向上センター（センター）の会員に関する事項を定める。

### 第 2 章 会員

(会員種別)

第 2 条 センターの会員は次の 2 種とする。

- (1) 正会員 センターの活動に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 センターの活動に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(会員種別の変更)

第 3 条 会員がその種別を変更しようとするときは、その旨を書面で申出るものとする。会長は正当な理由がない限り変更を認めなければならない。

2 会員が種別を変更したときは、当該年度から変更された会員種別の会費を納入しなければならない。新会費と旧会費の差額を納入し、新会費が旧会費を下回る場合には差額の返却はしない。

(会員の名義変更)

第 4 条 正会員および賛助会員の団体会員において、センターに届け出されている会員の名義等に変更がある場合には、速やかに会長に届け出なければならない。

(退会または除名)

第 5 条 退会または除名された会員に、納入済みの入会金、年会費を返却しない。

### 第3章 会費

(入会金)

第6条 センターの入会金は次の通りとする。

(1) 正会員

団体 200万円、ただし連結売上高が1兆円以上の会員は300万円

個人 1万円

(2) 賛助会員

団体 20万円、個人 5千円

(年会費)

第7条 センターの年会費は次の通りとする。ただし、入会初年度の年会費は入会金に含む。

(1) 正会員 団体 30万円、個人 1万円

(2) 賛助会員 団体 10万円、個人 5千円

2 会員は、入会した翌年度から年会費を毎年4月末までに納入しなければならない。

### 第4章 会員の特典

(会員の特典)

第8条 正会員の特典は、次の通りとする。

(1) 保安力評価システムの使用権の保有 (団体のみ)

(2) 保安力評価システムの最新版の受領 (団体のみ)

(3) 1回限り、自己評価研修及び1プラント(1製造グループ)のセンター評価を無償で受講・受診(評価員の旅費・宿泊費は会員の負担)  
(団体のみ)

(4) センター評価を有償で受審 (団体のみ)

(5) 保安力評価推委員会(情報交換、保安力の講演など)への参加  
(団体のみ)

(6) ベストプラクティス(保安活動の参考事例)の定期的な受領  
(団体のみ)

(7) センター評価時に、センターが保有する評価結果の統計処理データの

受領（団体のみ）

- (8) センターが主催する安全講演会への優待
- (9) 安全に関する相談窓口の利用
- (10) センター正会員であることの紹介（パンフレット、ホームページ等）  
（団体のみ）

2 賛助会員の特典は次の通りとする。

- (1) 保安力評価システムの使用権の保有（団体のみ）
- (2) 保安力評価システムの最新版の受領（団体のみ）
- (3) 入会時に1回限り、自己評価研修を無償で受講（講師の旅費・宿泊費は会員の負担）（団体のみ）
- (4) センター評価の受審（有償）（団体のみ）
- (5) ベストプラクティス（保安活動の参考事例）の定期的な受領  
（団体のみ）
- (6) センター評価時に、センターが保有する評価結果の統計処理データの受領（団体のみ）
- (7) センターが主催する安全講演会への優待
- (8) 安全に関する相談窓口の利用